

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移

(鹿児島労働局)

	法違反の状況			法違反事業場の認識状況			最低賃金未満労働者の状況		
	監督実施 事業場数	法5条(改正 法適用の場 合:法4条)違 反 事業場数	違反率	最賃額を 知っている	金額は知らない が適用されるこ とは知っている	最賃が適用 されることを 知らなかった	監督実施事業 場の労働者数	最低賃金未 満労働者数	最賃未満労 働者の比率
	件	件	%	%	%	%	人	人	%
平成16年度	148	16	10.81	18.75	56.25	25.00	1,351	15	1.11
平成17年度	101	7	6.93	42.86	57.14	0.00	714	8	1.12
平成18年度	151	4	2.65	25.00	50.00	25.00	4,733	53	1.12
平成19年度	256	22	8.59	40.91	54.55	4.55	3,781	34	0.90
平成20年度	292	11	3.77	27.27	63.64	9.09	1,997	23	1.15
平成21年度	201	7	3.48	28.57	57.14	14.29	3,032	8	0.26
平成22年度	183	5	2.73	20.00	80.00	0.00	1,445	40	2.77
平成23年度	177	12	6.78	33.33	66.67	0.00	1,265	47	3.72
平成24年度	113	9	7.96	22.22	77.78	0.00	838	25	2.98
平成25年度	132	10	7.58	20.00	80.00	0.00	1,241	33	2.66
平成26年度	119	14	11.76	35.71	57.14	7.14	1,412	59	4.18
平成27年度	151	15	9.93	46.67	53.33	0.00	1,739	44	2.53
平成28年度	201	39	19.40	64.10	35.90	0.00	2,495	103	4.13
平成29年度	170	20	11.76	55.00	45.00	0.00	1,940	72	3.71
平成30年度	198	28	14.14	53.57	42.86	3.57	1,991	172	8.64
令和元年度	167	20	11.98	60.00	25.00	15.00	1,638	47	2.87
令和2年度	191	19	9.95	68.42	26.32	5.26	1,793	59	3.29
令和3年度	183	17	9.29	41.18	47.06	11.76	1,604	40	2.49
令和4年度	136	17	12.50	82.35	11.76	5.88	1,206	74	6.14
令和5年度	152	17	11.18	70.59	23.53	5.88	1,212	22	1.82

【法違反事業場の認識状況の割合については、四捨五入しているため、トータルが100%にならない場合がある。】
 【表中の「法」とは、最低賃金法のことである。なお、平成20年7月1日改正法施行】